14	(1) 大分県大分市大手町３―１―１ (75.10) (2) 大分県大分市大字佐賀関字大黒２―4057―４ (191.50)	北緯33度14分20秒東経131度36分45秒の地点と北緯33度15分10秒東経131度46分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
15	(1) 福岡県福岡市博多区東公園７―７ (50.10) (2) 福岡県福岡市早良区大字椎原88 (1054.00)	北緯33度36分28秒東経130度25分11秒の地点と北緯33度34分54秒東経130度24分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
16	(1) 佐賀県佐賀市松原１―１―16 (56.00) (2) 福岡県福岡市早良区大字椎原88 (1054.00)	北緯33度15分05秒東経130度17分54秒の地点と北緯33度16分38秒東経130度18分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
17	(1) 熊本県熊本市中央区水前寺６―18―１ (71.20) (2) 熊本県宇城市不知火町長崎字山の口3670―42 (170.00)	北緯32度47分25秒東経130度44分26秒の地点と北緯32度40分38秒東経130度39分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
18	(1) 熊本県熊本市中央区水前寺６―18―１ (76.20) (2) 熊本県熊本市西区河内町岳字金峰山188二林小屋 (597.00)	北緯32度47分25秒東経130度44分26秒の地点と北緯32度47分52秒東経130度42分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

1	(1) 東京都江東区新砂３―６―13 (132.50) (2) 東京都千代田区内幸町１―１―３ (189.40)	北緯35度39分47秒東経139度50分28秒の地点と北緯35度40分13秒東経139度45分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1) 長野県飯田市伝馬町１―66 (556.00) (2) 長野県下伊那郡平谷村737―1542 (1659.00)	北緯35度31分04秒東経137度49分40秒の地点と北緯35度30分10秒東経137度48分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1) 石川県金沢市下本多町６番丁11番地 (72.40) (2) 石川県羽咋郡宝達志水町紺屋町外７字入会６号瀬川２―４ (625.00)	北緯36度33分28秒東経136度39分32秒の地点と北緯36度38分25秒東経136度42分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第三百八十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十一年郵政省告示第六百四十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十三年郵政省告示第三百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和四十四年郵政省告示第六百四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和四十五年郵政省告示第三百九十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和四十六年郵政省告示第五百四十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和五十年郵政省告示第四十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域の指定をする件）、昭和五十一年郵政省告示第百四十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域の指定をする件）、昭和五十五年郵政省告示第三百七十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）及び昭和五十五年郵政省告示第五百七十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）は、廃止する。

平成二十四年十一月一日

総務大臣　樽床　伸二

一　昭和四十一年郵政省告示第六百四十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項及び二の項を次のように改める。

一	削除
二	削除

第二項の表三の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表七の項から二十二の項までを削る。

二　昭和四十一年郵政省告示第九百七十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項から九の項までを削る。

三　昭和四十二年郵政省告示第六百三十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第二項の表二の項及び六の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

四　昭和四十三年郵政省告示第二十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

五　昭和四十四年郵政省告示第六百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

第二項の表三の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

六　昭和四十六年郵政省告示第九百七十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

七　昭和五十四年郵政省告示第二百九十八号（電波法等による伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表二の項を削る。

八　昭和五十六年郵政省告示第九百六十四号（伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

表八の項を次のように改める。

八	削除